毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

福島県報

目次

訓　令

○福島県事務決裁規程の一部を改正する訓令　一

訓　令

福島県訓令第十四号

福島県事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十年三月二十八日

福島県知事　佐　藤　雄　平

本庁機関
出先機関

福島県事務決裁規程の一部を改正する訓令

福島県事務決裁規程（昭和四十四年福島県訓令第二号）の一部を次のように改正する。

第二条第五号及び第六号を次のように改める。

五　局長　行政組織規則第七条第二項に規定する文化スポーツ局又は観光交流局の局長をいう。

六　部次長　行政組織規則第二十二条の表知事直轄に属する知事公室の項に規定する知事公室長、同表総務部に属する人事総室の項から土木部に属する建築総室の項までの職の欄に掲げる者及び行政組織規則第二条第一項第二号に規定する出納局の局次長をいう。

第二条中第九号を第十二号とし、第八号を第十一号とし、第七号を第十号とし、第六号の次に次の三号を加える。

七　局次長　行政組織規則第七条第二項に規定する文化スポーツ局及び観光交流局の局次長をいう。

八　課長　行政組織規則第七条第一項の表の下欄に掲げる課、同条第三項及び第四項に規定する課並びに行政組織規則第八条第二項及び第九条第二項に規定する課に置かれる課長をいう。

九　室長　行政組織規則第七条第三項に規定するフリースタイルスキー世界選手権大会支援室、同条第五項の表の下欄に掲げる室及び行政組織規則第九条第二項に規定する給与旅費室に置かれる室長をいう。

第四条第九号中「及び会計管理者の旅行命令並びに」を「の旅行命令並びに会計管理者及び」に改める。

第八条第一号の表を次のように改める。

決裁権者	組織の区分	第一次代決者	第二次代決者
知事		第一順位副知事	知事があらかじめ指定する者
部長及び理事（次世代育成又は企業誘致を担当する理事に限る。）		当該事務を掌理する政策監又は部次長	
担当理事		知事があらかじめ指定する者	
局長		局次長	
政策監及び部次長		当該事務を掌理する課長又は室長	
行政組織規則第八条第一項に規定する組織の長		知事があらかじめ指定する者	
課長	主幹が置かれている課	当該事務を掌理する主幹（以下「主務主幹」という。）	
	主幹が置かれていない課	副課長（副課長が置かれていない課にあ	

室長	主幹が置かれている室	つては、当該事務を掌理する主任主査（以下「主務主任主査」という。）
	主幹が置かれていない室	主務主幹
		副課長（副課長が置かれていない室にあつては、主務主任主査）

第八条第二号の表中「主務副部長（当該事務を整理する副部長をいう。以下同じ）」を「当該事務を整理する副部長（以下「主務副部長」という」に、「地方振興局出納室出納グループ課長」を「地方振興局出納室副室長」に、「グループに」を「課に」に改め、同条第三号の表中「主務課長（当該事務を処理する課長をいう。以下同じ）」を「当該事務を処理する課長（以下「主務課長」という」に改め、同条第四号の表中「農業普及部において総括担当の副部長が置かれている場合は、その職にある」を「副部長が置かれていない部にあつては、農林事務所長があらかじめ指定する」に、「農林事務所の部長があらかじめ指定する者」を「農林事務所の部長があらかじめ指定する者）」に改め、同条第

農林画部企画課長	農林事務所の部長があらかじめ指定する者	農林事務所企地域農林室長
農林事務課長		事務所の
	主務主任主査（主任主査が置かれていないグループにあつては、農林事務所の部長があらかじめ指定する者）	主務主任主査（主任主査が置かれていない課にあつては、農林事務所の部長があらかじめ指定する者）

」

第七号の表中「主務次長（当該事務を処理する次長をいう。）」を「当該事務を処理する次長」に、「主務係長（当該事務を処理する係長をいう。以下同じ）」を「当該事務を処理する係長（以下「主務係長」という」に改める。

別表第一の１の表部長の専決事項の欄中「部長の専決事項」を「部長及び局長の専決事項」に改め、同欄11中「人事領域人事グループ参事」を「人事総室人事課長」に改め、同欄14中「内申」の次に「（部長に限る。）」を加え、同欄15中「内申」の次に「（出納局長に限る。）」を加え、同欄16中「総括参事」を「部次長」に改め、同欄17中「確認」の次に「（部長に限る。）」を加え、同欄19中「割振り変更」の次に「（部長に限る。）」を加え、同欄20中「指定」の次に「（部長に限る。）」を加え、同欄21中「限る。）」の次に「（部長に限る。）」を加え、同欄22中「部長」の次に「及び局長」を加え、同表総括参事の専決事項の欄中「総括参事の専決事項」を「政策監、部次長及び局次長の専決事項」に改め、同欄9中「総括参事」を「部次長、局次長」に、「並びに参事」を「並びに課長、室長」に、「部及び出納局に置かれる主幹をいう」を「局主幹を含む」に改め、同欄10中「総括参事」を「政策監、部次長及び局次長」に改め、同表参事の専決事項の欄中「参事の専決事項」を「課長及び室長の専決事項」に改め、同欄22中「人事領域人事グループ参事」を「人事総室人事課長」に改め、同欄24中「及び総括参事」を「並びに政策監、部次長及び局次長」に改め、同欄29中「参事」を「課長、室長」に、「グループ員」を「課員及び室員」に改め、同欄30、33から36まで及び38中「及びグループ員」を「、課員及び室員」に改め、同欄39及び40中「グループ員」を「課員及び室員」に改め、同欄41中「参事」を「課長及び室長」に改め、同欄42中「発行」の次に「（課長に限る。）」を加え、同欄43中「確認」の次に「（課長に限る。）」を加え、同表の備考１中「総括参事の専決事項の欄」を「政策監、部次長及び局次長の専決事項の欄」に、「同欄中「総括参事」とあるのは、」を「同欄９中「部次長、局次長」とあるのは「総合安全管理室長」と、同欄10中「政策監、部次長及び局次長」とあるのは」に改め、同表の備考２中「については」を「のうち」に改め、「次世代育成」の次に「又は企業誘致」を加え、「業務に」を「業務のものに」に改め、同表備考３及び４を次のように改める。

３　文化スポーツ局及び観光交流局に係る業務にあつては、部長及び局長の専決事項の欄16中「部長の内国旅行命令、理事、技監及び政策監の旅行命令並びに部次長、部参事及び局参事」とあるのは、「局長の旅行命令並びに局次長及び部参事」と読み替えるものとする。

４　課長及び室長の専決事項の欄中31及び37に規定する事項については、知事公室広報課、財務総室総務課、企画調整総室企画調整課、生活環境総室生活環境総務課、保健福祉総室保健福祉総務課、商工労働総室商工総務課、農林水産総室農林総務課、土木総室土木総務課及び出納局出納総務課の課長に限る。

別表第１の１の表備考５中「参事の専決事項の欄」を「課長及び室長の専決事項の欄」に、「グループ」を「課」に、「副主幹」を「副課長」に、「参事が」を「課長が」に改め、同表の備考に次のように加える。

６　課長及び室長の専決事項の欄中12、13、17及び18に規定する事項で軽易なもの並びに同欄中27、44及び45に規定する事項については、当該室の主幹、副課長又は主任主査のうちから当該室の室長があらかじめ指定する者が専決できるものとする。

別表第１の２の表地方振興局長の専決事項の欄８中「総括参事」を「部次長」に改め、同欄11を同欄12とし、同欄10中「欠勤」を「休暇等」に改め、同欄10を同欄11とし、同欄９の次に次のように加える。

10　地方振興局長の年次有給休暇の届出の受理及び時季変更の通知

別表第１の２の表地方振興局の部長及び出納室長の専決事項の欄18中「総括参事」を「部次長」に改め、同欄中27を28とし、26を27とし、25を26とし、24を25とし、同欄23中「25」を「26」に改め、同欄23を同欄24とし、同欄22中「欠勤」を「休暇等」に改め、同欄22を同欄23とし、同欄21の次に次のよう加える。

22　地方振興局の部長及び部の職員の年次有給休暇の届出の受理及び時季変更の通知

別表第１の２の表地方振興局の課長の専決事項の欄５及び６中「グループ員」を「課員」に改め、同表備考１中「23及び25から27」を「24及び26から28」に改め、同表備考２中「企画商工部市町村支援グループ課長」を「企画商工部市町村支援課長」に改め、同表備考２を同表備考３とし、同表備考１の次に次のように加える。

２　文化スポーツ局に係る事項で地方振興局の部長及び出納室長の専決事項の欄に規定するものについては、主幹（文化スポーツ担当）が専決できるものとする。この場合において、同欄中「部長」とあるのは、「主幹（文化スポーツ担当）」と読み替えるものとする。

別表第１の３の表保健福祉事務所長及び保健所長の専決事項の欄８中「総括参事」を「部次長」に改め、同欄11を同欄12とし、同欄10中「欠勤」を「休暇等」に改め、同欄10を同欄11とし、同欄９の次に次のように加える。

10　保健福祉事務所長及び保健所長の年次有給休暇の届出の受理及び時季変更の通知

別表第１の３の表保健福祉事務所及び保健所の部長の専決事項の欄13中「総括参事」を「部次長」に改め、同欄中23を24とし、22を23とし、21を22とし、20を21とし、19を20とし、同欄18中「20」を「21」とし、同欄18を同欄19とし、同欄17中「欠勤」を「休暇等」に改め、同欄17を同欄18とし、同欄16の次に次のように加える。

17　保健福祉事務所及び保健所の部長及び部の職員の年次有給休暇の届出の受理並びに時季変更の通知

別表第１の３の表保健福祉事務所及び保健所の課長の専決事項の欄５及び６中「グループ員」を「課員」に改め、同表備考１中「18及び20から23」を「19及び21から24」に改め、同表備考２中「総務企画部総務グループ課長」を「総務企画部総務課長」に改め、別表第１の４の表農林事務所長の専決事項の欄10中「総括参事」を「部次長」に改め、同欄13を同欄14とし、同欄12中「欠勤」を「休暇等」に改め、同欄11の次に次のように加える。

12　農林事務所長の年次有給休暇の届出の受理及び時季変更の通知

別表第１の４の表農林事務所の部長（企画部地域農林企画室長及び農業普及所長を含む。以下この表において同じ。）の専決事項の欄中「企画部地域農林企画室長及び」を削り、同欄11中「企画部地域農林企画室及び」を削り、同欄13中「総括参事」を「部次長」に改め、同欄中23を24とし、22を23とし、21を22とし、20を21とし、19を20とし、同欄18中「20」を「21」に改め、同欄18を同欄19とし、同欄17中「欠勤」を「休暇等」に改め、同欄17を同欄18とし、同欄16の次に次のように加える。

17　農林事務所の部長及び部の職員の年次有給休暇の届出の受理及び時季変更の通知

別表第１の４の表農林事務所の課長及び農業普及所の課長の専決事項の欄５及び６中「グループ員」を「課員」に改め、同表備考１中「18及び20から23」を「19及び21から24」に、「22及び23」を「23及び24」に、「企画部長」を「総務部長」に改め、同表備考２中「企画部総務グループ課長及び農業普及所地域農業推進グループ課長」を「総務部総務課長及び農業普及所地域農業推進課長」に改める。

別表第１の５の表農業総合センター所長の専決事項の欄12中「総括参事」を「部次長」に改め、同欄16を同欄17とし、同欄15中「欠勤」を「休暇等」に改め、同欄15を同欄16とし、同欄14の次に次のように加える。

15　農業総合センター所長の年次有給休暇の届出の受理及び時季変更の通知

別表第１の５の表農業総合センターの部長（事務長及び有機農業推進室長を含む。以下この表において同じ。）の専決事項の欄13中「総括参事」を「部次長」に改め、同欄中28を29とし、27を28とし、26を27とし、25を26とし、24を25とし、23を24とし、22を23とし、21を22とし、20を21とし、19を20とし、同欄18中「20」を「21」に改め、同欄18を同欄19とし、同欄17中「欠勤」を「休暇等」に改め、同欄17を同欄18とし、同欄16の次に次のように加える。

17　農業総合センターの部長及び部の職員の年次有給休暇の届出の受理及び時季変更の通知

別表第１の５の表備考中「18、19」を「19、20」に、「20から23」を「21から24」に、「26から28」を「27から29」に改め、別表第１の６の表建設事務所長の専決事項の欄中27を28とし、26を27とし、25を26とし、24を25とし、23を24とし、同欄22中「欠勤」を「休暇等」に改め、同欄22を同欄23とし、同欄21の次に次のように加える。

22　建設事務所長及び職員の年次有給休暇の届出の受理及び時季変更の通知

別表第１の６の表建設事務所の課長の専決事項の欄５及び６中「グループ員」を「課員」に改め、同表の備考２中「総務部総務グループ課長」を「総務部総務課長」に改める。

別表第１の１の表中

領域名	グループ名

を

総室名	課名

「総括参事	参事」	を	「部次長	課長」	に改め、同表知事

公室の部秘書グループの項中「秘書グループ」を「秘書課」に改め、別表第二の２の表中

「領域名	グループ名」	を	「総室名	課名」	に、	「総括参事

| 事 | 参事 | を | 「政策監又は部次長 | 課長」 | に改め、同表財務領域の部中「財務領域」を「財務総室」に改め、同部総務予算グループの項中「総務予算グループ」を「総務課」に改め、同部財政グループの項中「財政グループ」を「財政課」に改め、同部課税収税グループの項中「課税収税グループ」を「税務課」に改め、同表人事領域の部中「人事領域」を「人事総室」に改め、同部人事グループの項を次のように改める。

職員研修課	1　地方公務員法の施行に関する次に掲げること。 (1)　第39条第１項の規定による研修の機会の付与 (2)　第55条の規定による職員団体との交渉 (3)　第55条の２第１項ただし書の規定による許可	○ ○	○

」

別表第二の表人事領域の部人事グループの項の次に次のように加える。

「

人事課	1　地方公務員法の施行に関する次に掲げること。 (1)　第３条第３項第３号に規定する特別職に属する者の任命に伴う調整 (2)　第17条第１項の規定による職員の任命（主査相当職の職にある者に係るものに限る。） (3)　第17条第１項の規定による職員の任命（上級係員及び係員の職にある者に係るものに限る。） (4)　第22条第２項の規定による職員の臨時的任用 (5)　第28条第１項の規定による職員の降任又は免職（主査相当職の職にある者に係るものに限る。） (6)　第28条第１項の規定による職員の降任又は免職（上級係員及び係員の職にある者に係るものに限る。） (7)　第28条第２項の規定による職員の休職の決定（主査相当職の職にある者に係るものに限る。） (8)　第28条第２項の規定による職員の休職の決定（上級係員及び係員の職にある者に係るものに限る。） (9)　第34条第２項の規定による許可 (10)　第38条第１項の規定による許可 (11)　第40条第２項の規定による勧告の受理 (12)　第47条の規定による勧告の受理	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○

２　福島県旅費条例（昭和28年福島県条例第24号）の施行に関する次に掲げること。

(1)　第３条第４項の規定による旅費の決定		○
(2)　第25条の規定による承		

認 (3)　第27条第２号の規定による承認 (4)　第30条の規定による承認 (5)　第31条の２の規定による承認（外国旅行に係るものに限る。） (6)　第31条の２の規定による承認（外国旅行に係るものを除く。） 3　福島県旅費取扱規則（昭和28年福島県規則第62号）の施行に関する次に掲げること。 (1)　第５条第１項の規定による旅費を支給する事情の決定 (2)　第６条の規定による旅行命令書等の記載事項及び様式の決定 (3)　第13条の規定による実費額を支給する旨の決定（外国旅行に係るものに限る。） (4)　第14条の規定による実費額を支給する旨の決定（外国旅行に係るものに限る。） (5)　第17条の規定による旅費の減額（外国旅行に係るものに限る。） (6)　第21条第２項の規定による支給額の決定 (7)　第26条の規定による協議 4　守衛の服務に関する規程（昭和31年福島県訓令第14号）の施行に関する次に掲げること。 第６条の規定による承認 5　看護師等の勤務時間の特例に関する規程（昭和34年福島県訓令第27号）の施行に関する次に掲げること。 第３条の規定による承認 6　福島県職員服務規程（昭和52年福島県訓令第２号）の施行に関する次に掲げること。 (1)　第４条第２項の規定による職員記章の交付 (2)　第７条第３項の規定による承認 (3)　第21条本文の規定による承認及び同条ただし書の規定による指定 7　賃金支弁職員の任用の調整 8　職員の身元及び履歴の調査	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

別表第二の２の表人事領域の部福利厚生グループの項中「福利厚生グループ」を「職員厚生課」に改め、同表文書管財領域の部中「文書管財領域」を「文書管財総室」に改め、同部文書法務グループの項中「文書法務グループ」を「文書法務課」に改め、同項１を削り、同項中２を１とし、３を２とし、同項の次に次のように加える。

私学法人課	宗教法人法（昭和26年法律第126号）の施行に関する次に掲げること。 第81条第１項の規定による解散命令の請求	○						

別表第二の２の表文書管財領域の部施設管理グループの項中「施設管理グループ」を「施設管理課」に改め、同表市町村領域の部中「市町村領域」を「市町村総室」に改め、同部市町村行政グループの項中「市町村行政グループ」を「市町村行政課」に改め、同項１の(1)中「市町村支援グループ課長」を「市町村支援課長」に改め、同部市町村財政グループの項中「市町村財政グループ」を「市町村財政課」に改め、同項１の(1)中「市

町村支援グループ課長」を「市町村支援課長」に改め、別表第二の3の表中「

領域名	グループ名

」を「

総室名	課名

」に、「

総括参事	参事

」を「

政策監又は部次長	課長

」に改め、同表企画調整総務領域の部中「企画調整総務領域」を「企画調整総室」に改め、同部土地調整グループの項中「土地調整グループ」を「土地・水調整課」に改め、別表第二の4の表中「

領域名	グループ名

」を「

総室名	課（室）名

」に、「

総括参事	参事

」を「

政策監又は部次長	課長又は室長

」に改め、同表県民環境総務領域の部中「県民環境総務領域」を「生活環境総室」に改め、同部青少年グループの項中「青少年グループ」を「人権男女共生課青少年育成室」に改め、同表県民安全領域の部中「県民安全領域」を「県民安全総室」に改め、同部消防保安グループの項中「消防保安グループ」を「消防保安課」に改め、同部災害対策グループの項中「災害対策グループ」を「災害対策課」に改め、同表環境共生領域の部中「環境共生領域」を「環境共生総室」に改め、同部循環型社会推進グループの項を削り、同部自然保護グループの項中「自然保護グループ」を「自然保護課」に改め、同表環境保全領域の部を次のように改める。

環境保全総室	産業廃棄物課	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）の施行に関する次に掲げること。 (1) 第19条の規定による助言及び勧告 (2) 第20条の規定による措置命令 (3) 第42条第2項の規定による報告の徴収 (4) 第43条第1項の規定による立入検査（特定建設資材廃棄物の再資源化等に係るものに限る。）					県民環境部長 ○ ○ ○ ○					
	不法投棄対策室											
	水・大気環境課	農地用の土壌の汚染防止等に関する法律（昭和45年法律第139号）の施行に関する次に掲げること。 第13条第1項の規定による試料の集取			○							

別表第二の4の表の備考を次のように改める。

備考

決裁区分の本庁機関の課長又は室長の欄中県民安全総室の部消防保安課の項2、同部災害対策課の項1（(2)に限る。）、2、3（(3)に限る。）及び4並びに環境保全総室の部水・大気環境課の項に規定する事項については、当該課の主幹、副課長又は主任主査のうちから当該課の課長があらかじめ指定する者が専決できるものとする。

別表第二の5の表中「

領域名	グループ名

」を「

総室名	課名

」に、「

総括参事	参事

」を「

政策監又は部次長	課長

」に改め、同表保健

福祉総務領域の部中「保健福祉総務領域」を「保健福祉総室」に改め、同部国民健康保険グループの項中「国民健康保険グループ」を「国民健康保険課」に改め、同表生活福祉領域の部中「生活福祉領域」を「生活福祉総室」に改め、同部地域福祉グループの項中「地域福祉グループ」を「社会福祉課」に改め、同部指導監査グループの項中「指導監査グループ」を「福祉監査課」に改め、同部高齢保健福祉グループの項中「高齢保健福祉グループ」を「高齢福祉課」に改め、同表自立支援領域の部中「自立支援領域」を「自立支援総室」に改め、同部児童家庭グループの項中「児童家庭グループ」を「児童家庭課」に改め、同項３の⑸を削り、同項３の⑹中「改正政令」を「児童扶養手当法施行令及び母子及び寡婦福祉法施行令の一部を改正する政令（平成14年政令第207号）」に改め、同項３の⑹を同項３の⑸とし、同項４の⑴中「⑵」を「⑷」に改め、同項４の⑵を同項４の⑷とし、同項４の⑴の次に次のように加える。

⑵　第８条の２第１項の規定による出頭の要求、調査及び質問					○		
⑶　第８条の２第２項の規定による告知					○		

別表第二の５の表自立支援領域の部児童家庭グループの項４に次のように加える。

⑸　第11条第３項の規定による勧告						○	
⑹　第12条の４第１項の規定による命令	○						
⑺　第12条の４第２項の規定による期間の更新	○						
⑻　第12条の４第３項の規定による聴聞	○						
⑼　第12条の４第６項の規定による命令の取消し	○						

別表第二の５の表自立支援領域の部児童家庭グループの項４を同項５とし、同項３の次に次のように加える。

４　母子保健法（昭和40年法律第141号）の施行に関する次に掲げること。 ⑴　第９条の規定による知識の普及	保健所長 ○						
⑵　第19条第１項の規定による未熟児の訪問指導					○		
⑶　第19条第３項の規定による通知					○		
⑷　第20条第１項の規定による養育医療の給付又は費用の支給の決定					○		
⑸　第21条の４第１項の規定による費用の徴収					○		

別表第二の５の表自立支援領域の部子育て支援グループの項を削り、同部障がい者支援グループの項中「障がい者支援グループ」を「障がい福祉課」に改め、同表健康衛生領域の部中「健康衛生領域」を「健康衛生総室」に改め、同項１の⑴及び⑵並びに３の⑴、⑶、⑸、⑹、及び⑻から⑽までの規定中「○」を「保健所長 ○」に改め、同部医療看護グループの項中「医療看護グループ」を「医療看護課」に改め、同部食品安全グループの項中「食品安全グループ」を「食品生活衛生課」に改め、同項２中「と畜場法」を「と畜場法」に改め、同項２の⑴中「第９条第３項」を「第13条第３項」に、「衛生推進グループ課長」を「衛生推進課長」に改め、同項２の⑵中「第10条第１項」を「第14条第１項」に改め、同項２の⑶中「第10条第４項」を「第14条第４項」に改め、同項２の⑷中「第12条」を「第16条」に改め、同項２の⑸中「第14条第１項」を「第18条第１項」に改め、同項２の⑹中「第14条第２項」を「第18条第２項」に改め、同項中６を７とし、５を６とし、４を５とし、３を４とし、２の次に次のように加える。

３　有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律（昭和48年法律第112号）の施行に関する次に掲げること。 ⑴　第６条第１項の規定による回収その他の措置命令					○		
⑵　第６条第２項の規定による回収その他の応急措置命令					○		

別表第二の５の表健康衛生領域の部環境衛生グループの項を削り、同部薬務グループ

の項中「薬務グループ」を「薬務課」に改め、同表の備考１中「健康衛生領域の部薬務グループの項」を「健康衛生総室の部薬務課の項」に、「健康衛生領域薬務グループ参事」を「健康衛生総室薬務課長」に改め、同表の備考２を次のように改める。

２　決裁区分の本庁機関の課長の欄中健康衛生総室の部健康増進課の項３、同部医療看護課の項３（(3)及び(4)に限る。）及び同部食品生活衛生課の項６に規定する事項については、当該課の主幹、副課長又は主任主査のうちから当該課の課長があらかじめ指定する者が専決できるものとする。

別表第二の６の表中

領域名	グループ名

を

総室名	課名

「

総括参事	参事

」を

政策監又は部次長	課長

」に改め、同表商工総務領域の部中「商工総務領域」を「商工労働総室」に改め、同部総務企画グループの項中「総務企画グループ」を「商工総務課」に改め、同部金融グループの項中「金融グループ」を「金融課」に改め、同部に次のように加える。

雇用労政課	労働関係調整法（昭和21年法律第25号）の施行に関する次に掲げること。 第37条第１項の規定による予告通知の受理	○				

別表第二の６の表地域経済領域の部中「地域経済領域」を「産業振興総室」に改め、同部産業創出グループの項中「産業創出グループ」を「産業創出課」に改め、同表労働領域の部を削り、別表第二の７の表中

領域名	グループ名

を

総室名	課（室）名

「

総括参事	参事

」を

政策監又は部次長	課長又は室長

」に改め、同表農林総務領域の部中「農林総務領域」を「農林水産総室」に改め、同部農地利用調整グループの項中「農地利用調整グループ」を「農林総務課農地調整室」に改め、同項１の(1)中「農業振興部長」を「企画部長」に改め、同表経営支援領域の部中「経営支援領域」を「農業支援総室」に改め、同部普及教育グループの項中「普及教育グループ」を「農業振興課」に改め、同項(1)中「農業普及部長」を「農業振興普及部長」に改め、同部循環型農業グループの項中「循環型農業課」に改め、同項３を同項４とし、同項２の(1)中「農業振興部長」を「農業振興普及部長」に改め、同項２を同項３とし、同項１を同項２とし、同項に１として次のように加える。

１　農薬取締法（昭和23年法律第82号）の施行に関する次に掲げること。 (1)　第８条第１項及び第２項の規定による届出の受理 (2)　第13条第１項及び第３項の規定による命令、集取及び立入検査 (3)　第14条第４項の規定による農薬販売の制限及び禁止	○			○	農業総合センター所長 ○	

別表第二の７の表経営支援領域の部協同組合グループの項中「協同組合グループ」を「農業経済課」に改め、同項１の(1)中「農業振興部長」を「企画部長」に改め、同項２の(3)中「第11条の３の２ただし書」を「第11条の５ただし書」に改め、同項２の(4)中「第11条の４第１項」を「第11条の７第１項」に改め、同項２の(5)中「第11条の８第１項」を「第11条の23第１項」に改め、同項２の(6)中「第11条の11で準用する信託法（大正11年法律第62号）第23条の規定による管理方法の変更、同法第46条の規定による許可、同法第47条の規定による受託者の解任及び同法第58条の規定による解除の命令」を「第11条の26で準用する信託法（平成18年法律第108号）の規定による裁判所の権限（同条第１号から第４号までに掲げるものを除く。）に関する事務」に改め、同項２の(7)中「第11条の14第１項」を「第11条の29第１項」に改め、同項２の(8)中「第11条の15の３第１項」を「第11条の32第１項」に改め、同項２の(9)を削り、同項２の(10)中「第11条の17第２項ただし書」を「第11条の46第２項ただし書」に改め、同項２の(9)を同項２の(11)とし、同項２の(10)を２の(12)とし、２の(11)を２の(13)とし、２の(12)を２の(14)とし、２の(13)を２の(15)とし、２の(14)を２の(16)とし、２の(15)を２の(17)とし、２の(16)を２の(18)とし、同項２の(17)を２の(19)とし、同項２の(18)を同項２の(19)とし、同項２の(19)を同項２の(18)とし、同項中２の(20)を２の(19)とし、２の(21)を２の(20)とし、２の(22)を２の(21)とし、２の(23)を

２の㉒とし、２の㉔を２の㉓とし、２の㉕を２の㉔とし、２の㉖を２の㉕とし、２の㉗を２の㉖とし、２の㉘を２の㉗とし、２の㉙を２の㉘とし、２の㉚を２の㉙とし、２の㉛を２の㉚とし、２の㉜を２の㉛とし、２の㉝を２の㉜とし、２の㉞を２の㉝とし、２の㉟を２の㉞とし、２の㊱を２の㉟とし、２の㊲を２の㊱とし、２の㊳を２の㊲とし、２の㊴を２の㊳とし、２の㊵を２の㊴とし、２の㊶を２の㊵とし、２の㊷を２の㊶とし、２の㊸を２の㊷とし、２の㊹を２の㊸とし、同項２に次のように加える。

㊹　第97条の２の規定による届出の受理（同条第３号に規定する場合に限る。）			○			

別表第二の７の表経営支援領域の部金融共済グループの項中「金融共済グループ」を「農業経済課金融共済室」に改め、同項１の②中「農業振興部長」を「企画部長」に改め、同項２中

「	「農業振興普及部長」	を	「○」	」

に改め、同表生産流通領域の部中「生産流通領域」を「生産流通総室」に改め、同部農産物安全グループの項中「農産物安全グループ」を「農産物安全課」に改め、同項③中「農業振興部長」を「企画部長」に改め、同部流通消費グループの項中「流通消費グループ」を「農産物流通課」に改め、同項１の⑴中「農業振興部長」を「農業振興普及部長」に改め、同項中１の⒀を１の⒂とし、１の⒁を１の⒀とし、１の⒂を１の⒁とし、１の⒃を１の⒂とし、１の⒄を１の⒃とし、１の⒅を１の⒄とし、１の⒆を１の⒅とし、１の⒇を１の⒆とし、１の(21)を１の⒇とし、１の(22)を１の(21)とし、１の(23)を１の(22)とし、１の(24)を１の(23)とし、１の(25)を１の(24)とし、１の(26)を１の(25)とし、１の(27)を１の(26)とし、１の(28)を１の(27)とし、１の(29)を１の(28)とし、１の(30)を１の(29)とし、１の(31)を１の(30)とし、１の(32)を１の(31)とし、１の(33)を１の(32)とし、１の(34)を１の(33)とし、１の(35)を１の(34)とし、１の(36)を１の(35)とし、１の(37)を１の(36)とし、１の(38)を１の(37)とし、１の(39)を１の(38)とし、１の(40)を１の(39)とし、１の(41)を１の(40)とし、１の(42)を１の(41)とし、１の(43)を１の(42)とし、１の(44)を１の(43)とし、同項１の⑻の次に次のように加える。

⑼　第37条の規定による届出の受理				○		
⑽　第43条第１項の規定による届出の受理				○		

別表第二の７の表生産流通領域の部水田畑作グループの項中「水田畑作グループ」を「水田畑作課」に改め、同項２の⑴中「第50条第４項」を「第59条第４項」に改め、同項２の⑵中「第51条第１項」を「第60条第１項」に改め、同項２の③中「第51条第２項」を「第60条第２項」に改め、同項２の④中「第52条第２項」を「第61条第２項」に改め、同項２の⑸中「第52条第３項」を「第61条第３項」に改め、同項２の⑹中「第53条第１項」を「第62条第１項」に、「農業振興部長」を「農業振興普及部長」に改め、同項２の⑺中「第54条」を「第65条」に改め、同部園芸振興グループの項中「園芸振興グループ」を「園芸課」に改め、同項⑴中「農業振興部長」を「農業振興普及部長」に改め、同部畜産振興グループの項中「畜産振興グループ」を「畜産課」に改め、同項８を同項17とし、同項17の前に次のように加える。

16　福島県飼料検定条例（昭和52年福島県条例第18号）の施行に関する次に掲げること。 ⑴　第２条の規定による検定 ⑵　第５条の規定による報告の徴収及び調査					農業総合センター所長	
					○	

別表第二の７の表生産流通領域の部畜産振興グループの項７を同項15とし、同項15の前に次のように加える。

10　薬事法の施行に関する次に掲げること。 ⑴　第24条第１項の規定による許可（配置販売業に係るものを除く。⑵において同じ。）					家畜保健衛生所長	
⑵　第24条第２項の規定による許可の更新					○	
⑶　第26条第３項ただし書の規定による許可					○	
⑷　第35条の規定による品目の指定					○	
⑸　第38条で準用する第10条の規定による届出の受理					○	
⑹　第39条第１項の規定による許可					○	
⑺　第39条第４項の規定による許可の更新					○	
⑻　第39条の３第１項の規定による届出の受理					○	
⑼　第40条第１項で準用する第10条の規定による届出の受理					○	
⑽　第40条第２項で準用す						

る第10条の規定による届出の受理			○								
(11)　第69条第１項及び第２項の規定による報告の徴収並びに立入検査及び質問									○	○	○
(12)　第69条第３項の規定による報告の徴収並びに立入検査、質問及び収去			○						○		
(13)　第70条第１項の規定による措置命令			○						○		
(14)　第70条第２項の規定による廃棄等の命令			○						○		
(15)　第72条の３第１項及び第２項の規定による命令（薬局開設者、医薬品販売業者及び高度管理医療機器又は管理医療機器（特定保守管理医療機器を除く。）の販売業者又は賃貸業者に係るものに限る。）			○						○		
11　薬事法施行令の施行に関する次に掲げること。											
(1)　第44条第１項の規定による許可証の交付（配置販売業に係るものを除く。(2)から(6)までにおいて同じ。）			○						○		
(2)　第44条第２項の規定による許可証の交付			○						○		
(3)　第45条第１項の規定による許可証の書換え交付			○						○		
(4)　第46条第１項の規定による許可証の再交付			○						○		
(5)　第46条第３項の規定による返納される許可証の受理			○						○		
(6)　第47条の規定による返納される許可証の受理			○						○		
(7)　第58条の規定による申請書の受理			○						○		
(8)　第59条の規定による試験品の採取及び送付			○						○		
(9)　第60条の規定による通知の受理及び検定合格証紙の受理			○						○		
(10)　第61条の規定による通知及び検定合格証紙による封			○						○		
12　家畜伝染病予防法施行令（昭和28年政令第235号）の施行に関する次に掲げること。											
第４条第２号イの規定による検査結果の認定			○						○		
13　動物用医薬品等取締規則（平成16年農林水産省令第107号）の施行に関する次に掲げること。											
(1)　第112条の規定による販売指定品目の変更又は追加指定			○						○		
(2)　第154条第３項の規定による通知の受理及び試験品の抜取り			○						○		
(3)　第155条第２項第２号の規定による試験品の採取			○						○		
14　家畜衛生講習会規程（昭和25年農林省告示第139号）の施行に関する次に掲げること。											
第６条第２号の規定による受講者の推薦			○						○		

別表第二の７の表生産流通領域の部畜産振興グループの項中６を９とし、５を８とし、８の前に次のように加える。

7　飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和28年法律第35号）の施行に関する次に掲げること。 (1)　第24条の規定による廃棄等の命令 (2)　第33条第１項の規定による指示 (3)　第50条第２項から第４項までの規定による届出の受理 (4)　第55条第２項及び第３項の規定による報告の徴収 (5)　第56条第２項及び第３項の規定による立入検査、質問及び収去 (6)　第56条第７項の規定による公表										〔農業総合センター所長〕 ○ ○ ○ ○ ○

別表第二の７の表生産流通領域の部畜産振興グループの項４中「第10条第１項」を「第10条第２項及び第11条第１項」に改め、同項４を同項６とし、同項３を同項５とし、同項５の前に次のように加える。

4　牧野法（昭和25年法律第194号）の施行に関する次に掲げること。 (1)　第６条第１項の規定による立入検査 (2)　第６条第２項及び第９条第１項の規定による指示 (3)　第10条第２項の規定による指示の変更 (4)　第12条第１項の規定による検査 (5)　第18条の規定による指示 (6)　第19条の規定による報告の要求										〔農業振興普及部長〕 ○ ○ ○ ○ ○ ○

別表第二の７の表生産流通領域の部畜産振興グループの項２を同項３とし、同項１の(1)中「農業振興部長」を「農業振興普及部長」に改め、同項１を同項２とし、同項に１として次のように加える。

1　土地改良法（昭和24年法律第195号）の施行に関する次に掲げること。 (1)　第87条の３第１項及び第２項の規定による同意の徴収 (2)　第89条の２第４項で準用する第87条第５項の規定による公告 (3)　第89条の２第10項で準用する第54条第４項の規定による公告 (4)　第94条の10第１項の規定による管理の委託 (5)　第112条の規定による公告 (6)　第118条第３項の規定による公告 (7)　第123条第１項の規定による補償金等の供託										〔農村整備部長〕 ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○

別表第二の７の表生産流通領域の部畜産振興グループの項に次のように加える。

18　みつばちについての腐蛆病のまん延防止に関する規則（昭和31年福島県規則第27号）の施行に関する次に掲げること。 第４条第３項の規定による検査命令										〔家畜保健衛生所長〕 ○

別表第二の７の表生産流通領域の部衛生飼料グループの項を削り、同部水産グループの項中「水産グループ」を「水産課」に改め、同項１の(1)中「(15)」を「(16)」に改め、同項１の(15)を１の(16)とし、１の(14)を１の(15)とし、同項１の(13)中「第54条の３第４項」を「第54条の４第４項」に改め、同項１の(13)を同項１の(14)とし、同項中１の(12)を１の(13)とし、１の(11)を１の(12)とし、１の(10)を１の(11)とし、１の(9)を１の(10)とし、１の(8)を１の(9)とし、同項１の(7)中「第17条第３項」を「第17条第４条」に改め、同項１の(7)を同項１の(8)とし、同項１の(6)の次に次のように加える。

(7)　第15条の２第３項の規定による届出の受理			○		

別表第二の７の表生産流通領域の部水産グループの項12の(1)中「第28条第１項」を「第28条」に改め、同項12の(2)中「第31条第１項」を「第31条」に改め、同項12の(12)中「第47条」を「第47条の２」に改め、同項12の(12)を同項12の(15)とし、同項中12の(11)を12の(14)とし、12の(10)を12の(13)とし、12の(9)を12の(12)とし、12の(8)を12の(11)とし、12の(11)の前に次のように加える。

(9)　第37条の規定による届出の受理		○			
(10)　第43条第１項の規定による届出の受理		○			

別表第二の７の表生産流通領域の部水産グループの項中12の(7)を12の(8)とし、12の(6)を12の(5)とし、12の(5)を12の(6)とし、12の(4)を12の(5)とし、12の(3)を12の(4)とし、12の(2)の次に次のように加える。

(3)　第34条の規定による届出の受理		○			

別表第二の７の表農村整備領域の部中「農村整備領域」を「農村整備総室」に改め、同部農村計画グループの項中「農村計画グループ」を「農村計画課」に改め、同項中「　土地改良法の施行に関する　」を「　１　土地改良法の施行に関する次に掲げること。　」に改め、次に掲げること。

同項(3)中「農業振興部長」を「企画部長」に改め、同項に次のように加える。

２　国土調査法（昭和26年法律第180号）の施行に関する次に掲げること。 (1)　第10条の規定による委託		○			
(2)　第25条第１項の規定による立会い		○			
(3)　第25条第２項の規定による出頭の要求		○			
(4)　第26条第１項の規定による障害物の除去		○			
(5)　第28条の規定による土壌等の採取収集		○			

別表第二の７の表農村整備領域の部農村計画グループの項の次に次のように加える。

農村振興課	土地改良法の施行に関する次に掲げること。 第118条第１項の規定による土地への立入り、測量及び検査		農村整備部長 ○	用水改良事務所長及びほ場整備事務所長 ○	

別表第二の７の表農村整備領域の部農村環境整備グループの項中「農村環境整備課」を「農村環境整備グループ」を「農業基盤整備グループ」を「農地管理グループ」を「農業基盤整備課」に改め、同部農地管理グループの項中「農地管理グループ」を「農地管理課」に改め、同項中４を削り、５を４とし、６を５とし、７を６とし、同表森林林業領域の部中「森林林業領域」を「森林林業総室」に改め、同部森林計画グループの項中「森林計画グループ」を「森林計画課」に改め、同部担い手緑化グループの項を削り、同部森林整備グループの項中「森林整備グループ」を「森林整備課」に改め、同部県産材特産グループの項中「県産材特産グループ」を「林業振興課」に改め、同項中２を８とし、１を７とし、７の前に次のように加える。

１　入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律（昭和41年法律第126号）の施行に関する次に掲げること。 (1)　第６条第３項の規定に			森林林業部長		林業指導所長

よる意見の聴取				○				○												
(2)　第11条第２項の規定による金銭の供託	○										(6)　第116条の規定による契約の取消し				林業部長 ○					
(3)　第14条第１項の規定による入会林野整備計画に関係のある土地の分割及び合併				○				○			4　林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法（昭和54年法律第51号）の施行に関する次に掲げること。									
(4)　第17条の規定による助言、指導その他の援助				○				○			(1)　第３条第１項の規定による林業経営改善計画の認定				○					
(5)　第22条第２項の規定による意見の聴取				○				○			(2)　第４条第１項及び第２項の規定による合理化計画の認定	○								
(6)　第25条第１項の規定による土地への立入り及び立木竹の伐採				○				○			5　林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法施行令（昭和54年政令第205号）の施行に関する次に掲げること。									
(7)　第25条第５項の規定による公告				○				○			(1)　第１条第１項の規定による林業経営改善計画の変更の認定				○					
(8)　第25条第７項の規定による損失補償				○				○			(2)　第１条第３項の規定による林業経営改善計画の認定の取消し				○					
2　林業・木材産業改良資金助成法（昭和51年法律第42号）第７条第１項の規定による貸付資格の認定			○								(3)　第４条第１項の規定による合理化計画の変更の認定	○								
3　森林組合法の施行に関する次に掲げること。											(4)　第４条第３項の規定による合理化計画の認定の取消し	○								
(1)　第25条第１項の規定による認可				○				○			6　林業労働力の確保の促進に関する法律（平成８年法律第45号）の施行に関する次に掲げること。									
(2)　第25条３項の規定による意見の聴取				○				○			(1)　第５条第１項の規定による改善措置計画の認定				○					
(3)　第61条第２項の規定による定款変更の認可（第100条第２項で準用する場合を含む。）				企画部長 ○							(2)　第６条第１項の規定に									
(4)　第61条第４項の規定による定款変更の届出の受理（第100条第２項で準用する場合を含む。）				○																
(5)　第110条の規定による報告の徴収及び命令			○	森林																

よる改善措置計画の変更の認定			○				
(3) 第６条第２項の規定による改善措置計画及び変更計画の認定の取消し			○				

別表第二の７の表森林林業領域の部県産材特産グループの項に次のように加える。

9 福島県林業・木材産業改善資金貸付規則（平成16年福島県規則第３号）の施行に関する次に掲げること。							
(1) 第２条第１項ただし書の規定による協議及び限度額の決定		○					
(2) 第６条第１項の規定による決定			○				
(3) 第11条第１項の規定による支払猶予の承認の決定			○				
(4) 第13条の規定による事業計画の変更等の承認			○				
(5) 第14条の規定による据置期間の変更の承認			○				

別表第二の７の表森林林業領域の部治山対策グループの項中「治山対策グループ」を「治山対策課」に改め、同項１の(9)中「（林業指導所長）」を「○」に改め、同項５の(4)中「意見」を「通知及び意見」に改め、同項の５の(5)中「第６条第10項」を「第６条第８項及び第10項」に改め、同項中５の(17)を５の(20)とし、５の(16)を５の(19)とし、５の(19)の前に次のように加える。

(17) 第23条第３項の規定による損失補償			○				
(18) 第23条第４項で準用する第６条第９項の規定による協議			○				
(19) 第16条第２項で準用する第６条第９項の規定による協議				○			

別表第二の７の表森林林業領域の部治山対策グループの項中５の(15)を５の(16)とし、５の(14)を５の(15)とし、５の(13)を５の(14)とし、５の(12)を５の(13)とし、５の(11)を５の(12)とし、５の(10)を５の(11)とし、５の(9)を５の(10)とし、５の(8)を５の(9)とし、５の(7)を５の(8)とし、５の(6)を５の(7)とし、５の(5)の次に次のように加える。

別表第二の７の表備考中「本庁機関の参事の欄中農村整備領域の部農村計画グループの項」を「本庁機関の課長又は室長の欄中農村整備総室の部農村計画課の項」に改め、「当該グループの主幹」を「当該課の主幹」に、「副主幹」を「副課長」に改め、

「	領域名	グループ名	」を「	総室名	課（室）名	」に改め、同表土木総務領域の部中「土木総務領域」を「土木総室」に改め、同部総務予算グループの項を削り、同部用地グループの項中「用地グループ」を「土木総務課用地室」に改め、同部の次に次のように加える。
「	総括参事	参事	」を「	政策監又は部次長	課長又は室長	」に、

企画技術総室	技術管理課建設産業室	1 建設業法（昭和24年法律第100号）の施行に関する次に掲げること。 (1) 第３条第１項の規定による許可 (2) 第19条の５の規定による勧告 (3) 第28条第２項の規定による指示 (4) 第28条第７項の規定による勧告（建設事務所長の委任事項に係るものに限る。）			(建設事務所長) ○	(建設事務所課長) ○	

(5)　第29条の規定による許可の取消し							
(6)　第29条の２第１項の規定による許可の取消し							
(7)　第30条の規定による措置							
(8)　第31条第１項の規定による報告の徴収及び立入検査（建設事務所長の委任事項に係るものに限る。）							
(9)　第41条の規定による指導、助言及び勧告（建設事務所長の委任事項に係るものに限る。）							
2　砂利採取法の施行に関する次に掲げること。							
(1)　第５条第１項の規定による登録							
(2)　第５条第２項の規定による通知							
(3)　第６条第１項の規定による登録の拒否							
(4)　第６条第２項の規定による通知							
(5)　第13条の規定による登録の消除							
3　浄化槽法（昭和58年法律第43号）の施行に関する次に掲げること（建設事務所長の委任事項に係るものに限る。）。							
(1)　第23条第１項の規定による登録							
(2)　第23条第２項の規定による通知							
(3)　第23条第３項の規定による謄本の交付又は閲覧							
(4)　第25条第１項の規定による届出の受理							
(5)　第26条の規定による届出の受理							
(6)　第33条第３項の規定による届出の受理							
4　建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律の施行に関する次に掲げること（建設事務所長の委任事項に係るものに限る。）。							
(1)　第23条第１項の規定による登録							
(2)　第23条第２項の規定による通知							
(3)　第24条第１項の規定による登録の拒否							
(4)　第24条第２項の規定による通知							
(5)　第25条第１項の規定による届出の受理							
(6)　第25条第２項の規定による登録							
(7)　第26条の規定による閲覧							
(8)　第27条第１項の規定による届出の受理							
(9)　第28条の規定による登録の抹消							

別表第二の８の表道路領域の部中「道路領域」を「道路総室」に改め、同部道路企画グループの項中「道路企画グループ」を「道路計画課」に改め、同項２の(1)中「一　○　一　○　一」を「一　○　一　○　一」に改め、同部道路整備グループの項を次のように改める。

道路管理	1　道路法の施行に関する次に掲げること。				

課							
	(1) 第43条の２の規定による措置命令						
	(2) 第46条第１項の規定による通行の禁止及び制限						
	(3) 第47条第３項の規定による通行の禁止及び制限						
	(4) 第47条の３第１項及び第２項の規定による措置命令						
	(5) 第47条の４第１項及び第２項の規定による道路標識の設置						
	(6) 第48条の16の規定による措置命令						
	(7) 第66条第１項の規定による土地への立入り及び一時使用						
	(8) 第66条第６項の規定による意見の聴取						
	(9) 第67条の２第２項の規定による警察署長の意見の聴取						
	(10) 第68条第１項の規定による土地の一時使用並びに物件の使用、収用及び処分						
	2 道路交通法の施行に関する次に掲げること。 第80条第１項の規定による協議						
	3 車両制限令の施行に関する次に掲げること。 (1) 第７条第１項及び第２項の規定による車両の総重量等の限度の決定						
	(2) 第10条の規定による通行方法の決定						
	(3) 第11条第１項の規定による道路の指定						
	(4) 第11条第２項の規定による意見の聴取						

別表第二の８の表道路領域の部道路環境グループの項中「道路環境グループ」を「道路整備課」に改め、同項１の(2)中「第48条の５第２項」を「第48条の11第２項」に改め、同項１の(3)中「第48条の７第４項」を「第48条の13第４項」に改め、同項１の(4)中「第48条の９第４項」を「第48条の15第４項」に改め、同項１の(5)を同項１の(8)とし、同項１の(4)の次に次のように加える。

(5) 第66条第１項の規定による土地への立入り及び一時使用				建設事務所課長	土木事務所長
(6) 第66条第６項の規定による意見の聴取				○	○
(7) 第91条第１項の規定による道路予定区域に係る許可				○	○
				○	○

別表第二の８の表道路領域の部道路管理グループの項を削り、同部高速道路グループ

の項中「高速道路グループ」を「道路整備課高速道路室」に改め、同項(1)中「第48条の5第2項」を「第48条の11第2項」に改め、同表河三港湾領域の部中「河川港湾総室」を「河川計画課」に改め、同部河三企画グループの項中「河川企画グループ」を「河川計画課」に改め、同部河川整備管理グループの項中「河川整備管理グループ」を「河川整備課」に改め、同部港湾漁港グループの項中「港湾漁港グループ」を「港湾課」に改め、同項7の⒁を削り、同項7の⒂中「第12条の2第5項」を「第12条の2第3項」に改め、同項7の⒂を同項7の⒁とし、同項中7の⒃を7の⒂とし、7の⒄を7の⒃とし、7の⒅を7の⒄とし、7の⒆を7の⒅とし、7の⒇を7の⒆とし、7の㉑を7の⒇とし、7の㉒を7の㉑とし、同表都市領域の部中「都市領域」を「都市総室」に改め、同部都市計画グループの項中「都市計画グループ」を「都市計画課」に改め、同項3を削り、同項中4を3とし、5を4とし、6を5とし、7を6とし、8を7とし、同部まちづくり推進グループの項中「まちづくり推進グループ」を「まちづくり推進課」に改め、同項1の(2)中「第11条第7項」を「第11条第8項」に改め、同項中1の⑩を削り、1の⑪を1の⑩とし、1の⑫を1の⑪とし、1の⒀を1の⑫とし、1の⒁を1の⒀とし、1の⒂を1の⒁とし、1の⒃を1の⒂とし、1の⒄を1の⒃とし、1の⒅を1の⒄とし、同項1の⒆中「第77条第6項」を「第77条第7項」に改め、同項1の⒆を同項1の⒅とし、同項中1の⒇を1の⒆とし、1の㉑を1の⒇とし、1の㉒を1の㉑とし、1の㉓を1の㉒とし、1の㉔を1の㉓とし、1の㉕を1の㉔とし、1の㉖を1の㉕とし、1の㉗を1の㉖とし、1の㉘を1の㉗とし、1の㉙を1の㉘とし、1の㉚を1の㉙とし、1の㉛を1の㉚とし、同項2の(2)中「第12条第2項」を「第12条第1項」に改め、同項3の(1)中「都市計画法」の次に「第11条第1項第1号及び第2号に規定する施設の整備に関する事業に係るもの並びに同法」を加え、同項3を同項4とし、同項2の次に次のように加える。

3　都市公園法（昭和31年法律第79号）の施行に関する次に掲げること。				
(1)　第6条第3項の規定による変更の許可				建設事務所及び福島空港事務所の課長
(2)　第10条第2項の規定による不適当な場合の措置についての必要な指示				○

別表第二の∞の表都市領域の部まちづくり推進グループの項に次のように加える。

5　風致地区内における建築等の規制に関する条例（昭和45年福島県条例第19号）の施行に関する次に掲げること。				建設事務所課長
(1)　第3条第2項の規定による協議				○
(2)　第7条第1項の規定による立入検査				○

別表第二の∞の表都市領域の部都市整備グループの項を削り、同表建築領域の部中「建築領域」を「建築総室」に改め、同部建築住宅企画グループの項中「建築住宅企画グループ」を「建築住宅課」に改め、同項1の(3)中「第48条第1項」を「第49条第1項」に、「指示、提出命令及び指定」を「報告の徴収及び実地検査」に改め、同項2を次のように改める。

2　高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）の施行に関する次に掲げること。				
(1)　第6条の規定による登録				○
(2)　第7条第1項の規定による登録の拒否				○
(3)　第7条第2項の規定による通知				○
(4)　第8条第2項で準用する第6条の規定による登録				○
(5)　第8条第2項で準用する第7条第1項の規定による登録の拒否				○
(6)　第8条第2項で準用する第7条第2項の規定による通知				○
(7)　第9条の規定による登録簿の閲覧				○
(8)　第12条の規定による助言及び指導				○
(9)　第13条第1項の規定による登録事項の訂正の申請の指示				○
(10)　第13条第2項の規定による変更の登録の申請の指示				○
(11)　第14条第1項の規定による登録の取消し				○
(12)　第14条第2項の規定による登録の取消し				○
(13)　第14条第3項で準用する第7条第2項の規定による通知				○

⒁　第15条の規定による登録の消除				○	

別表第二の８の表建築領域の部建築住宅企画グループの項３の㊲を同項３の㊴とし、同項３の㊴の前に次のように加える。

㊳　第58条第１項の規定による県営住宅等管理人の設置			○		

別表第二の８の表建築領域の部建築住宅企画グループの項中３の㊱を３の㊲とし、３の㉟を３の㊱とし、３の㉞を３の㉟とし、３の㉝を３の㉞とし、３の㉜を３の㉝とし、３の㉛を削り、３の㉚を３の㉜とし、３の㉙を３の㉛とし、３の㉘を３の㉚とし、３の㉗を３の㉙とし、３の㉖を３の㉘とし、３の㉕を３の㉗とし、３の㉔を３の㉖とし、３の㉓を３の㉕とし、３の㉒を３の㉔とし、３の㉑を３の㉓とし、３の⑳を３の㉒とし、３の⑲を３の㉑とし、３の⑱を３の⑳とし、３の⑰を３の⑲とし、３の⑯を３の⑱とし、３の⑮を３の⑰とし、３の⑭を３の⑯とし、３の⑬を３の⑮とし、３の⑫を３の⑭とし、３の⑪の次に次のように加える。

⑫　第19条の２第１項の規定による同居の承認			○		
⑬　第19条の３第１項の規定による承継の許可				○	

別表第二の８の表建築領域の部建築住宅企画グループの項５を削り、同部建築指導グループの項中「建築指導グループ」を「建築指導課」に改め、同項中９を削り、10を９とし、11を10とし、12を11とし、同表の備考１を次のように改める。

１　決裁区分の本庁機関の課長又は室長の欄中土木総室の部土木総務課用地室の項１（⑴に限る。）、道路総室の部道路計画課の項１（⑴、⑵及び⑽に限る。）、河川港湾総室の部河川計画課の項２、５（⑴、⑻及び⑽に限る。）及び６（⑹に限る。）並びに同部港湾課の項１（⑴に限る。）、２（⑹及び⑾に限る。）、３（⑷及び⑳に限る。）、４（⑷に限る。）及び７（⑶及び⒁に限る。）並びに都市総室の部まちづくり推進課の項１（⑴から⑻まで、⒂、⒄、㉖、㉘及び㉚に限る。）及び２（⑴から⑺まで、⑼、⑾、⑿、⒁、⒂及び⒅に限る。）に規定する事項については、当該課又は室の主幹、副課長又は主任主査のうちから当該課又は室の長があらかじめ指定する者が専決できるものとする。

別表第二の８の表備考２中「道路領域の部道路企画グループの項」を「道路総室の部道路計画課の項」に、「同部道路整備グループの項、同部道路環境グループの項」を「同部道路管理課の項、同部道路整備課の項」に、「同部道路管理グループの項及び同部高速道路グループの項」を「同部道路整備課高速道路室の項」に改める。

附　則

この訓令は、平成二十年四月一日から施行する。ただし、別表第二の５の表自立支援領域の部児童家庭グループの項３の改正規定、同表健康衛生領域の部健康増進グループの項の改正規定（「健康増進グループ」を「健康増進課」に改める部分を除く。）、同部食品安全グループの項の改正規定（同項２の⑴の改正規定（「衛生推進グループ課長」を「衛生推進課長」に改める部分に限る。）及び同項中６を７とし、５を６とし、４を５とし、３を４とし、同項２の次に次のように加える部分を除く。）、別表第二の７の表経営支援領域の部協同組合グループの項２の改正規定、同表生産流通領域の部流通消費グループの項の改正規定（「流通消費グループ」を「農産物流通課」に改める部分及び同項１の⑴の改正規定を除く。）、同部水田畑作グループの項２の改正規定（同項２の⑹の改正規定（「農業振興部長」を「農業振興普及部長」に改める部分に限る。）を除く。）、同部畜産振興グループの項４の改正規定、同部水産グループの項１の⑺の改正規定並びに同項12の⑴、⑵及び⑿の改正規定、同表森林林業領域の部治山対策グループの項５の改正規定、別表第二の８の表道路領域の部道路環境グループの項１の改正規定、同表河川港湾領域の部港湾漁港グループの項７の⒂の改正規定、同表都市領域の部まちづくり推進グループの項１から３までの改正規定並びに同表建築領域の部建築住宅企画グループの項の改正規定（同項１の改正規定、同項２を削る改正規定、同項３を同項２とする改正規定、同項４を同項３とする改正規定及び同項５を削る改正規定に限る。）については、公布の日から施行する。

（人事領域行政経営グループ）